

みずほ総合口座（社員口）取引規定集

株式会社みずほ銀行

みずほ総合口座（社員口）

〔総合口座方式〕

1.（社員口総合口座取引）

- (1) 勤務先と当行との間で締結した「みずほ総合口座（社員口）取り扱いに関する協定書」（以下、「協定書」といいます。）にもとづき、普通預金、期日指定定期預金またはスーパー定期（以下、「期日指定定期預金」および「スーパー定期」を総称して「定期預金」といいます。）およびこの定期預金を担保とする当座貸越の各取引はみずほ総合口座（社員口）として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- (2) この取引については、通帳の発行にかえ原則として「みずほ総合口座（社員口）ご契約の証」（以下、「ご契約の証」といいます。）を発行します。ただし協定書においてご契約の証の発行を定めない場合は、ご契約の証を発行しません。
- (3) ご契約の証を発行しない場合は、この規定におけるご契約の証に関する定めは適用しないこととします。

2.（取扱店の範囲等）

- (1) 普通預金は取引店のほか取引店以外の当行店舗（一部の店舗を除きます。）でも払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、一部の場合においては取引店以外で取り扱いできないこともあります。
- (2) 普通預金への預入れは、給与および賞与等からの天引き分にかぎります。なお、天引き分以外の預入れについては協定書によります。
- (3) 定期預金の新約、解約または書替継続は取引店のみで取り扱います。ただし、新約は協定書で定めた初回振替の取り扱いのほかは第6条第1項で規定する自動新約にかぎります。

3.（証券類の受入れ）

本条、および後記第4条は、協定書により普通預金へ天引き分以外の預入れを行う場合に適用します。

- (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、当行所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) 普通預金には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) 普通預金への振込について、振込通知または支払指図の発信金融機関から重複発信等の誤送信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 普通預金に証券類を受け入れたときは、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は取引店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (定期預金の自動新約)

- (1) 特定日（以下、「振替指定日」といいます。）に普通預金残高が一定額をこえ、かつこえた部分の金額が定期預金最小振替金額単位以上あるときは、こえた部分の金額から定期預金を自動的に作成します。定期預金の種類は、自動継続定期預金とし、その期間等は「みずほ総合口座（社員口）申込書」により指定を受けたものとします。
- (2) 前項の振替指定日、一定額および定期預金最小振替金額単位等については協定書によります。
- (3) 第1項により定期預金を自動的に作成するときは、普通預金払戻請求書の提出は不要とします。

7. (定期預金の自動継続)

- (1) 第11条により自動解約をする場合を除き、定期預金は、満期日に前回と同一の期間の定期預金に自動継続します。ただし、期日指定定期預金の場合は、最長預入期限〔預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から3年目の応当日〕に自動的に期日指定定期預金として継続します。なお、継続後の金額が3百万円以上となる場合は、スーパー定期を作成し、継続後の金額が1千万円以上となる場合においても、大口定期預金は作成しません。
また、別途定期預金預入期間変更の手続がとられた場合には、満期日に変更後の期間で継続します。
- (2) 継続された定期預金についても前項と同様とします。
- (3) 期日指定定期預金の一部が支払われた場合においても、その残りの金額については、最長預入期限に自動継続として取り扱います。
- (4) 協定書によりおまとめ方式を指定した場合におけるスーパー定期の継続にあたっては、第1項および第2項によるほか、預金口座内に満期日を同じくする数口の預金がある場合は、満期日に、それらをまとめてこの契約による1口のスーパー定期として継続します。
- (5) 協定書によりおまとめ方式を指定した場合における期日指定定期預金の継続にあたっては、第1項から第3項によるほか、預金口座内に最長預入期限を同じくする数口の預金がある場合は、最長預入期限に、それらをまとめてこの契約による1口の期日指定定期預金として継続します。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは当行が満期日前の解約を認めた場合の定期預金の解約（期日指定定期預金の一部支払いを含みます。）をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに提出してください。
- (2) 前項による定期預金の解約は、特別の申出のない限り次の順序で行います。
 - A. 課税区分の異なる預金口座がある場合
 - ①課税口座（分離課税）の預金
 - ②少額貯蓄非課税口座の預金
 - B. 同一課税区分の預金口座に数口の定期預金がある場合
 - a. スーパー定期のみのとき
預入日から解約日までの日数が少ないもの
 - b. 期日指定定期預金のみのとき
預入日から解約日までの日数が多いもの
 - c. スーパー定期と期日指定定期預金が混在しているとき
 - ①預入日から1年経過後の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が多いもの
 - ②前号の日数が同一の期日指定定期預金が数口ある場合は金額が大きいもの
 - ③前号の金額が同一の期日指定定期預金が数口ある場合は明細番号が若いもの
 - ④預入期間が3年未満のスーパー定期で、預入期間の短いもの
 - ⑤前号の預入期間が同一のスーパー定期が数口ある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
 - ⑥前号の日数が同一のスーパー定期が数口ある場合は金額が大きいもの
 - ⑦前号の金額が同一のスーパー定期が数口ある場合は明細番号が若いもの
 - ⑧預入日から1年経過前の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が少ないもの
 - ⑨前号の日数が同一の期日指定定期預金が数口ある場合は金額が大きいもの
 - ⑩前号の金額が同一の期日指定定期預金が数口ある場合は明細番号が若いもの
 - ⑪預入期間が3年以上のスーパー定期で、預入期間の短いもの
 - ⑫前号の預入期間が同一のスーパー定期が数口ある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
 - ⑬前号の日数が同一のスーパー定期が数口ある場合は金額が大きいもの
 - ⑭前号の金額が同一のスーパー定期が数口ある場合は明細番号が若いもの
- (3) 期日指定定期預金については、預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）から最長預入期限までの間の任意の日を満期日として指定することができます。満期日を指定する場合は、取引店に対しその1カ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (4) 期日指定定期預金について前項により定められた満期日以後に解約されないまま1カ月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、前項による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取り扱います。

9. (スーパー定期の一部解約)

- (1) 預入期間が3年以上で複利型のスーパー定期については、預入日の6カ月後の応当日以降、申出に基づき元金の一部について解約の取り扱い（以下、「一部解約」といいます。）を行います。
- (2) 一部解約をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してご契約の証とともに取引店に提出してください。この場合、一部解約金額は、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 一部解約をする場合、その利息は一部解約金額、預入日から一部解約日の前日までの日数および後記第12条第2項5号の預入期間に応じた利率によって計算し、一部解約金額とともに支払います。
- (4) 一部解約後の残りの金額の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および残りの金額に適用される預入日の利率によって計算し、満期日以後に支払います。ただし、残りの金額について再度、一部解約をした場合には、一部解約金額について前項により取り扱います。

10. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金の上払戻しします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下、「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（1円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) この取引の定期預金には223万円を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。なお、定期預金が数口ある場合には、その利率（期日指定定期預金については預入日現在の「2年以上」利率）の低い順序、かつ、同利率のものがある場合には預入日の早い順序に従い担保とします。
- (4) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。
なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済にあてます。
- (5) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、その解約または（仮）差押にかかる定期預金の全額を除外して残りの定期預金について第2項に規定する極度額を算定しなおし、第3項と同様の方法により貸越金の担保とします。

11. (当座貸越の清算)

- (1) 定期預金の満期日（期日指定定期預金の場合は最長預入期限）の当日の所定の時間に普通預金当座貸越により貸越金残高となっている場合には、その定期預金を自動的に解約のうえ、普通預金へ入金し、当座貸越を清算します。ただし、定期預金利息の入金により当座貸越が解消する場合には、定期預金を解約せず継続します。
- (2) 期日指定定期預金については、預入日から1年目、2年目の各応当日（以下、「特定日」といいます。）の当日の所定の時間に普通預金当座貸越により貸越金残高となっている場合には、原則として、特定日に元金または元金の一部を自動的に解約のうえ、普通預金へ入金し、当座貸越を清算します。
- (3) 前2項による定期預金の解約は、貸越金残高に達するまで次の順序で行います。

A. 課税区分の異なる預金口座がある場合

①分離課税口座の預金

②少額貯蓄非課税口座の預金

B. 同一課税区分で異なる預金がある場合

- ①預入期間が3カ月のスーパー定期
- ②預入期間が6カ月のスーパー定期
- ③預入期間が1年のスーパー定期
- ④最長預入期限が到来した期日指定定期預金
- ⑤預入日から2年目の応当日が到来した期日指定定期預金
- ⑥預入日から1年目の応当日が到来した期日指定定期預金
- ⑦預入期間が2年のスーパー定期
- ⑧預入期間が3年のスーパー定期
- ⑨預入期間が5年のスーパー定期

C. 上記の順序により最後に解約することとなった預金が期日指定定期預金で第2項に該当する場合には、次により解約します。

- ①その預金が1万円未満の場合は、その預金全額
- ②その預金が1万円以上の場合は、1万円単位の金額

(4) 第1項および第2項により定期預金を自動解約するときは、定期預金払戻請求書の提出は不要とします。

12. (預金利息、貸越金利息等)

(1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日（以下、「利息支払日」といいます。）に、当行所定の方法により表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組み入れます。

(2) ①スーパー定期の利息は、その期間および預入日現在における利率によって計算し、あらかじめ指定された方法により継続日に普通預金へ入金するか、元金に組み入れて継続します。

②期間2年のスーパー定期の場合、その預入日から1年後の応当日（以下、「中間利払日」といいます。）に当行所定の中間利払利率によって支払う中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）および満期日に支払う中間払利息を差し引いた残額（以下、「満期払利息」といいます。）については、あらかじめ指定された方法によって次のとおり取り扱います。

(イ)預金口座へ振り替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

(ロ)中間払利息を定期預金とする場合には中間利払日にこの預金と満期日を同一にする期間1年のスーパー定期（以下、「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は中間利払日における利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組み入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して期間2年のスーパー定期に継続します。

③期日指定定期預金の利息は、預入日から最長預入期限の前日までの期間について預入日現在における当行所定の「2年以上」利率を用いて1年複利の方法により計算します。ただし、この預金の全部または一部につき満期日を指定した場合の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について預入日現在における次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。なお、一部について満期日を指定した場合の利息は、指定した金額について計算します。

A. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合……「2年未満」利率

B. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合……「2年以上」利率

④継続後の定期預金についても前3号と同様とします。

⑤当行がやむを得ないものと認めて定期預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。ただし、期間2年のスーパー定期の中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期日前解約利息額との差額を清算します。

イ. 期日指定定期預金の場合

A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6カ月以上1年未満	2年以上利率×40%
C 1年以上1年6カ月未満	2年以上利率×50%
D 1年6カ月以上2年未満	2年以上利率×60%
E 2年以上2年6カ月未満	2年以上利率×70%
F 2年6カ月以上3年未満	2年以上利率×90%

ロ. スーパー定期の場合

(イ) 預入日の3カ月後、6カ月後、1年後、2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6カ月以上1年未満	上記第2項1号の適用利率×50%
C 1年以上2年未満	上記第2項1号の適用利率×70%

(ロ) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6カ月以上2年未満	上記第2項1号の適用利率×20%
C 2年以上2年6カ月未満	上記第2項1号の適用利率×40%
D 2年6カ月以上3年未満	上記第2項1号の適用利率×60%

(ハ) 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6カ月以上2年未満	上記第2項1号の適用利率×10%
C 2年以上3年未満	上記第2項1号の適用利率×20%
D 3年以上4年未満	上記第2項1号の適用利率×40%
E 4年以上5年未満	上記第2項1号の適用利率×70%

⑥定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(3) 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組み入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率

B. スーパー定期を貸越金の担保とする場合

そのスーパー定期ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

- (4) 前3項の各利率は金融情勢の変化により変更することがあります。なお、定期預金の利率について変更があった場合、新利率は変更日以後に継続される定期預金から適用します。

13. (残高の通知)

この取引による残高の明細は、当行所定の時期に年1回以上書面により通知します。

14. (非課税貯蓄限度超過時の取扱い)

定期預金口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、第7条第1項に規定する定期預金の自動継続によりこの口座の非課税貯蓄限度額をこえるときは、新たに口座（以下、「別口座」という。）を作成のうえ（すでに別口座がある場合には当該口座に）その振替金額を入金することがあります。

15. (届出事項の変更、ご契約の証の再発行等)

- (1) ご契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) ご契約の証または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、もしくは定期預金の元利金の支払い、またはご契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) ご契約の証を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

15-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. (印鑑照合等)

この取引において請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (即時支払)

- (1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくとも、直ちにそれらを支払ってください。
 - ①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ①当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③当行が別に定める反社会的勢力の排除に係る規定に基づき、この取引を継続することが不適切であると判断したとき

18. (取引の制限等)

- (1) 当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、総称して「預金者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。
- (2) 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反したまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。
- (6) 上記(1)から(5)までは普通預金を対象とする。

19. (解約等)

- (1) この取引を解約する場合には、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに勤務先を通じ取引店に提出してください。なお、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
- (2) 退職等により社員でなくなった場合は、この取引は終了するものとします。この場合、前項により解約の手続をしてください。
- (3) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (4) 次の各号の1つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第21条第1項に違反した場合
 - ③当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦前条第2項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合

20. (差引計算)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は貸越元利金等とこの取引の定期預金とをその満期日前でも相殺できるものとします。
- (2) 前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払い戻し、債務の弁済にあてることができるものとします。
- (3) 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

21. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金およびご契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

22. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第10条第3項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、ご契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行が負担するものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

23. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

24. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

〔普通預金方式〕

1. (社員口総合口座取引)

- (1) 勤務先と当行との間で締結した「みずほ総合口座（社員口）取り扱いに関する協定書」（以下、「協定書」といいます。）にもとづき、みずほ総合口座（社員口）として普通預金を利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- (2) この取引については、通帳の発行にかえ原則として「みずほ総合口座（社員口）ご契約の証」（以下、「ご契約の証」といいます。）を発行します。ただし協定書においてご契約の証の発行を定めない場合は、ご契約の証を発行しません。
- (3) ご契約の証を発行しない場合は、この規定におけるご契約の証に関する定めは適用しないこととします。

2. (取扱店の範囲等)

- (1) 普通預金は取引店のほか取引店以外の当行店舗（一部の店舗を除きます。）でも払戻しができます。ただし、一部の場合においては取引店以外で取り扱いできないこともあります。
- (2) 普通預金への預入れは、給与および賞与等からの天引き分にかぎります。なお、天引き分以外の預入れについては協定書によります。

3. (証券類の受入れ)

本条および後記第4条は、協定書により普通預金へ天引き分以外の預入れを行う場合に適用します。

- (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、当行所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) 普通預金には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) 普通預金への振込について、振込通知または支払指図の発信金融機関から重複発信等の誤送信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 普通預金に証券類を受け入れたときは、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、ただちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は取引店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しをするときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに提出してください。

7. (利息)

普通預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の方法により表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組み入れます。

ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (残高の通知)

この取引による残高の明細は、当行所定の時期に年1回以上書面により通知します。

9. (届出事項の変更、ご契約の証の再発行等)

- (1) ご契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) ご契約の証または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、またはご契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) ご契約の証を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

9-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

この取引において請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (取引の制限等)

- (1) 当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、総称して「預金者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。
- (2) 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反したまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

12. (解約等)

- (1) この取引を解約する場合には、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに勤務先を通じ取引店に提出してください。
- (2) 退職等により社員でなくなった場合は、この取引は終了するものとします。この場合、前項により解約の手続をしてください。
- (3) 次の各号の1つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知が届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合
 - ③当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

- ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- ⑦前条第2項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合

13. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金およびご契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。
なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、ご契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては、当行が負担するものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。但し、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

〔定期預金方式〕

1. (総合口座 (社員口) 取引)

- (1) 勤務先と当行との間で締結した「みずほ総合口座 (社員口) 取り扱いに関する協定書」(以下、「協定書」といいます。)にもとづき、みずほ総合口座 (社員口) として期日指定定期預金またはスーパー定期 (以下、「期日指定定期預金」および「スーパー定期」を総称して「定期預金」といいます。)を利用すること (以下、「この取引」といいます。)ができます。
- (2) この取引については、通帳の発行にかえ原則として「みずほ総合口座 (社員口) ご契約の証」(以下、「ご契約の証」といいます。)を発行します。ただし協定書においてご契約の証の発行を定めない場合は、ご契約の証を発行しません。
- (3) ご契約の証を発行しない場合は、この規定におけるご契約の証に関する定めは適用しないこととします。

2. (取扱店の範囲等)

- (1) 定期預金の預入れは1口千円以上とし (ただし、期間2年のスーパー定期の中間払利息によって作成される1年定期預金による預入れを除きます。)、新約、解約または書替継続は取引店のみで取り扱います。
- (2) 定期預金の新約は、給与および賞与等からの天引き分にかぎります。なお、天引き分以外の預入れについては協定書によります。

3. (自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の定期預金に自動継続します。ただし、期日指定定期預金の場合は、最長預入期限〔預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。) から3年目の応当日〕に自動的に期日指定定期預金として継続します。なお、継続後の金額が3百万円以上となる場合は、スーパー定期を作成し、継続後の金額が1千万円以上となる場合においても、大口定期預金は作成しません。
また、別途定期預金預入期間変更の手続がとられた場合には、満期日に変更後の期間で継続します。
- (2) 継続された定期預金についても前項と同様とします。
- (3) 期日指定定期預金の一部が支払われた場合においても、その残りの金額については、最長預入期限に自動継続として取り扱います。
- (4) 協定書によりおまとめ方式を指定した場合におけるスーパー定期の継続にあたっては、第1項および第2項によるほか、預金口座内に満期日を同じくする数口の預金がある場合は、満期日に、それらをまとめてこの契約による1口のスーパー定期として継続します。
- (5) 協定書によりおまとめ方式を指定した場合における期日指定定期預金の継続にあたっては、第1項から第3項によるほか、預金口座内に最長預入期限を同じくする数口の預金がある場合は、最長預入期限に、それらをまとめてこの契約による1口の期日指定定期預金として継続します。

4. (解約等)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

- (2) 定期預金の解約（期日指定定期預金の一部支払いを含みます。）をするときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに提出してください。
- (3) 前項による定期預金の解約は、次の順序で行います。
- A. 課税区分の異なる預金口座がある場合
- ①課税口座（分離課税）の預金
 - ②少額貯蓄非課税口座の預金
- B. 同一課税区分の預金口座に数口の定期預金がある場合
- a. スーパー定期のみするとき
預入日から解約日までの日数が少ないもの
 - b. 期日指定定期預金のみするとき
預入日から解約日までの日数が多いもの
- C. スーパー定期、期日指定定期預金が混在するとき
- ①預入日から1年経過後の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が多いもの
 - ②前号の日数が同一の期日指定定期預金がある場合は金額が大きいもの
 - ③前号の金額が同一の期日指定定期預金がある場合は明細番号が若いもの
 - ④預入期間が3年未満のスーパー定期で、預入期間の短いもの
 - ⑤前号の預入期間が同一のスーパー定期がある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
 - ⑥前号の日数が同一のスーパー定期がある場合は金額が大きいもの
 - ⑦前号の金額が同一のスーパー定期がある場合は明細番号が若いもの
 - ⑧預入日から1年経過前の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が少ないもの
 - ⑨前号の日数が同一の期日指定定期預金がある場合は金額が大きいもの
 - ⑩前号の金額が同一の期日指定定期預金がある場合は明細番号が若いもの
 - ⑪預入期間が3年以上のスーパー定期で、預入期間の短いもの
 - ⑫前号の預入期間が同一のスーパー定期がある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
 - ⑬前号の日数が同一のスーパー定期がある場合は金額が大きいもの
 - ⑭前号の金額が同一のスーパー定期がある場合は明細番号が若いもの
- (4) 期日指定定期預金については、預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）から最長預入期限までの間の任意の日を満期日として指定することができます。満期日を指定する場合は、取引店に対してその1カ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (5) 期日指定定期預金について前項により定められた満期日以後に解約されないまま1カ月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、前項による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取り扱います。

5. (スーパー定期の一部解約)

- (1) 預入期間が3年以上のスーパー定期については、預入日の6カ月後の応当日以降、申出に基づき元金の一部について解約の取り扱い（以下、「一部解約」といいます。）を行います。

- (2) 一部解約をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してご契約の証とともに取引店に提出してください。この場合、一部解約金額は、一万円以上の金額で指定してください。
- (3) 一部解約をする場合、その利息は一部解約金額、預入日から一部解約日の前日までの日数および後記第6条第5項の預入期間に応じた利率によって計算し、一部解約金額とともに支払います。
- (4) 一部解約後の残りの金額の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および残りの金額に適用される預入日の利率によって計算し、満期日以後に支払います。ただし、残りの金額について再度、一部解約をした場合には、一部解約金額について前項により取り扱います。

6. (利息)

- (1) スーパー定期の利息は、その期間および預入日現在における利率によって計算し、継続日に元金に組み入れます。
- (2) 期間2年のスーパー定期の場合には、預入日から1年後の応当日（以下、「中間利払日」といいます。）に元金と満期日を同一とする期間1年のスーパー定期（以下、「中間利息定期預金」といいます。）を作成します。その利率は中間利払日における利率を適用します。満期日には、満期払利息を元金に組み入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して期間2年のスーパー定期に継続します。
- (3) 期日指定定期預金の場合には、その利息は預入日から最長預入期限の前日までの期間について預入日現在における当行所定の「2年以上」利率を用いて1年複利の方法により計算します。ただし、この預金の全部または一部につき満期日を指定した場合の利息は、預入日から満期日の前日までの期間について預入日現在における当行所定の次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。なお、一部について満期日を指定した場合の利息は、指定した金額について計算します。
 - A. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合………「2年未満」利率
 - B. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合………「2年以上」利率
- (4) 継続後の預金についても前3項と同様とします。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (5) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。ただし、期間2年のスーパー定期の中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期日前解約利息額との差額を清算します。

イ. 期日指定定期預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6カ月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C | 1年以上1年6カ月未満 | 2年以上利率×50% |
| D | 1年6カ月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |

E 2年以上2年6カ月未満 2年以上利率×70%

F 2年6カ月以上3年未満 2年以上利率×90%

ロ. スーパー定期の場合

(イ) 預入日の3カ月後、6カ月後、1年後、2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 解約日における普通預金の利率

B 6カ月以上1年未満 上記第1項の適用利率×50%

C 1年以上2年未満 上記第1項の適用利率×70%

(ロ) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 解約日における普通預金の利率

B 6カ月以上2年未満 上記第1項の適用利率×20%

C 2年以上2年6カ月未満 上記第1項の適用利率×40%

D 2年6カ月以上3年未満 上記第1項の適用利率×60%

(ハ) 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 解約日における普通預金の利率

B 6カ月以上2年未満 上記第1項の適用利率×10%

C 2年以上3年未満 上記第1項の適用利率×20%

D 3年以上4年未満 上記第1項の適用利率×40%

E 4年以上5年未満 上記第1項の適用利率×70%

(6) 定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (残高の通知)

この取引による残高の明細は、当行所定の時期に年1回以上書面により通知します。

8. (非課税貯蓄限度超過時の取扱い)

定期預金口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、定期預金の追加預入によりこの口座の非課税貯蓄限度額をこえるときは、新たに口座（以下、「別口座」といいます。）を作成のうえ（すでに別口座がある場合には当該口座に）その金額を入金することがあります。

9. (届出事項の変更、ご契約の証の再発行等)

- (1) ご契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) ご契約の証または印章を失った場合の定期預金の元利金の支払い、またはご契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) ご契約の証を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

- (5) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

9-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

この取引において請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (解約等)

- (1) この取引を解約する場合には、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに勤務先を通じ取引店に提出してください。
- (2) 退職等により社員でなくなった場合は、この取引は終了するものとします。この場合、前項により解約の手続をしてください。
- (3) 次の各号の1つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
- ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ⑤上記①から④までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金およびご契約の証は、譲渡または質入れをすることはできません。

- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (中間利息定期預金)

中間利息定期預金については、この規定を準用します。なお、中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに提出してください。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、ご契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行が負担するものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

(2020年3月31日現在)

〔反社会的勢力の排除に係る規定〕

1. 反社会的勢力との取引拒絶

当行との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. 取引の停止、口座の解約

次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます。以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他A～Dに準ずる行為

3. この規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、この規定は、原契約と一体をなすものとして取り扱われるものとします。

以 上

(2022年1月24日現在)

個人番号（マイナンバー）のお届けにご協力ください

口座管理法^{*1}に基づき、個人番号（マイナンバー）のお届けをお願いしております。お届けの際は以下の点をご理解のうえ、ご協力ください。

^{*1} 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

マイナンバー制度とは



社会保障・税・災害対策の分野で行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入された制度です。日本国内に住民登録をしているすべての個人に、12桁の個人番号が割り当てられています。

マイナンバー制度の詳細はこちら▶



◆ 金融機関へのお届け

金融機関は法令に基づき、税務署に提出する法定調書などの書類に、個人番号を記載することや預貯金口座に係るお客さまの情報と個人番号を紐付けて管理することなどが義務付けられています。

このため、預金口座の開設や投資信託などのお手続きの際に、個人番号のお届けをお願いしております。みずほ銀行に加え、他の金融機関へのお届けも可能です。

個人番号をお届けいただくことにより、災害時または相続時にお客さまや相続の方が、個人番号で紐付けされている預貯金口座の情報提供を受けることができます。

お届け前の確認事項

お客さま名義のすべての預貯金口座が個人番号の紐付け対象となります。

個人番号をお届けされる場合は、以下の内容をご理解のうえ、お手続きをお願いします。

◆ お客さま情報の取り扱い

- お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認します。みずほ銀行に登録済みのお客さま情報が最新でない場合、個人番号のお届けができません。お届け前に必ず変更手続きをお願いします。
- 個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法、その他の法令の規定に基づくお手続きにおいて、お客さまの預貯金口座を特定するために利用されることがあります。

◆ 他の金融機関へもお届けする場合

みずほ銀行に加え、他の金融機関へ個人番号をお届けする場合、結果は預金保険機構より郵送にて通知されます。お届け先の金融機関にて口座有無の確認などを行うため、結果通知の到着までに2~3週間ほどお時間をいただく場合があります。また、今回届出いただく氏名・住所等が他の金融機関の登録情報と異なる場合は、正しく紐づけが行われなかったことがあります。

個人情報取り扱い

◆ 個人情報の利用目的

窓口でお渡しする書面または右のみずほ銀行ウェブサイトをご確認ください。

個人情報取り扱いの詳細はこちら▶



◆ 第三者提供に関する同意

みずほ銀行に加え、他の金融機関へ個人番号をお届けする場合、お届けいただいた個人情報は、他の金融機関や預金保険機構などへ提供されます。そのため、お届け時に個人情報の第三者提供に関する同意が必要です。

▶ 個人番号（マイナンバー）のお届け方法は次ページをご確認ください

個人番号（マイナンバー）のお届け方法

みずほ銀行に口座をお持ちで、既に個人番号をお届けのお客さまは再度のお届けは不要です



みずほ銀行窓口でお届け

ステップ 1 ①～③いずれかをご用意ください

① 個人番号カード (顔写真あり)



② 通知カード*2



【顔写真あり】本人確認書類 1点

- 運転免許証、運転経歴証明書
(2012年4月1日以降のもの)
- 旅券(パスポート)
- 身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- 在留カード、特別永住者証明書

③ 通知カード*2



【顔写真なし】本人確認書類 2点

- 公的医療保険の資格確認書
- 児童扶養手当証書、母子健康手帳
- 印鑑登録証明書(発行後6か月以内のもの)
- 住民票の写し、住民票記載事項証明書
(いずれも発行後6か月以内のもの)

*2 2020年5月25日以降に通知カードの記載事項(氏名・住所など)に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。通知カードの他、個人番号が表示された住民票の写し、住民票記載事項証明書でも手続き可能です。

ステップ 2

みずほ銀行窓口でお手続き

ご来店の際は、来店予約サービスで事前にご予約ください。
予約優先でご案内いたします。

来店予約は
こちら ▶



ステップ 3

付番結果通知の受領

みずほ銀行口座のみ

お届け時点で手続き完了

その場で口頭通知

他行口座も含む

預金保険機構から「はがき」を郵送

お届けまで2~3週間